

令和6年12月

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

マイナ保険証によるオンライン資格確認に、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○初診時 1点

○再診時（3ヶ月に1回に限り算定） 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。